

与那国町複合庁舎建設基本設計業務

特記仕様書

令和 6 年 7 月

与那国町

第1章 業務概要

1 業務名称 : 令和6年度 与那国町複合庁舎建設基本設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 与那国町複合庁舎
- (2) 敷地の場所 : 沖縄県八重山郡与那国町字与那国854番地1
- (3) 施設用途 : 庁舎（役場庁舎、教育委員会、特定臨時避難施設及び与那国町商工会・観光協会等の複合庁舎）

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第2類とする。

3 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 : 約4,027 m²
- イ 用途地域及び地区の指定 : 都市計画区域外 未指定

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 : 約6,000 m²
- イ 主要構造及び階数 : 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
- ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (ア) 構造体 : I 類
- (イ) 建築非構造部材 : A 類
- (ウ) 建築設備 : 甲 類

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 : 千円（消費税込）
- イ 建設工期 : 約20月間
 - ① 基本設計 : 令和6年度
 - ② 実施設計 : 令和7年度
 - ③ 着 工 : 令和8年度
 - ④ 完 成 : 令和9年度末
 - ⑤ 供用開始 : 令和10年4月3日（目標）

(4) その他

- ア 地下に設ける特定臨時避難施設の設計に当たっては、別途内閣官房において発注される予定である特定臨時避難施設の設計業務に対して助言等を行うアドバイザー業務による支援がある。本アドバイザー業務と連携・調和を保ちながら基本設計業務を遂行すること。

第2章 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書（令和6年4月沖縄県土木建築部）（以下「共通仕様書」という）による。

1 管理技術者等の資格要件（共通仕様書第3章10（2））

- （1）管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
- （2）設備設計担当者の資格要件は次による。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準じる資格を有する者
- （3）積算担当者の資格要件は次による。
 - ・ 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- （4）配置予定技術者の確認
 - ・ 参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により当該技術者の変更を行う場合は、変更後の技術者が変更前の技術者と同等以上であることについて発注者の了解を得なければならない。

2 業務計画書（共通仕様書第3章5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第5号様式）及び管理技術者等通知書（第4号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- （1）管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（第4号様式「別紙」）
- （2）各主任担当技術者の担当分野（建築、構造、電気、機械）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（建設第2号様式）
- （3）担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（建設第3号様式）
- （4）業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の称号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由、具体的内容及び担当技術者氏名（建設第4号様式）
- （5）建築、構造、電気、機械以外の分担業務を追加する場合も（3）、（4）による
- （6）設計方針の説明に関する資料（令和6年国土交通省告示第8号別添一第一項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）

(7) 業務工程表（第3号様式）

(8) 参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

(1) 一般業務（共通仕様書第2章（1））

ア 基本設計

項 目		対象外業務
○設計条件等の整理	○条件の整理	
○法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	○法令上の諸条件の調査	
	○建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
○上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
○基本設計方針の策定	○総合検討	
	○基本設計方針の策定及び発注者への説明	
○基本設計図書の作成		
○概算工事費の検討		
○基本設計内容の発注者への説明等		

イ その他

○委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

○委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

○工事費概算書の作成

○庁内情報ネットワークに係る情報系システム、基幹系システム、部門独自の制御系システム等の調査及びそれらの移設に関わる配管配線等の工事区分調整書等の作成

(2) 追加業務（共通仕様書第2章（2））

○概略工事工程表の作成

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14（2））

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他

(5) 適用基準等（共通仕様書第3章3（1））

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年度版
ア 共通		
○建築工事積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
○建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
○電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）	沖縄県土木建築部	令和元年11月
○沖縄県公共建築物警官形成マニュアル	沖縄県土木建築部	平成11年
○沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	沖縄県福祉保健部	平成22年3月
○公共建築工事積算基準	国土交通省※1	令和3年版
○公共建築工事標準単価積算基準	国土交通省※1	令和5年版
○公共建築工事共通費積算基準	国土交通省※1	令和5年版
○特定臨時避難施設の技術ガイドライン（第2版） （令和6年6月28日閣副事態第271号）	内閣官房	令和6年6月
イ 建築		
○建築工事特記仕様書（建築工事編）	沖縄県土木建築部	令和5年版
○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省※1	令和4年版
○建築設計基準	国土交通省※1	令和4年版
○建築工事設計図書作成基準	国土交通省※1	令和2年版
○建築工事標準詳細図	国土交通省※1	令和4年版
○敷地調査共通仕様書	国土交通省※2	令和4年版
○擁壁設計標準図	国土交通省※2	平成12年版
○構内舗装・排水設計基準	国土交通省※2	平成27年版
○構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項	沖縄県土木建築部	令和4年4月

ウ 建築積算		
○公共建築数量積算基準	国土交通省※1	令和 5 年版
○営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
エ 設備		
○建築工事特記仕様書（電気設備工事編）	沖縄県土木建築部	令和 5 年版
○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和 4 年版
○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和 4 年版
○建築工事特記仕様書（機械設備工事編）	沖縄県土木建築部	令和 5 年版
○公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和 4 年版
○公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和 4 年版
○建築設備計画基準	国土交通省※1	令和 3 年版
○建築設備設計基準	国土交通省※1	令和 3 年版
○建築設備工事設計図書作成基準	国土交通省※1	令和 3 年版
○雨水利用・排水再利用設備計画基準	国土交通省※1	平成 28 年版
○建築設備耐震設計・施工指針	国土交通省※2	平成 26 年版
○建築設備設計計算書作成の手引き	国土交通省※2	令和 3 年版
オ 設備積算		
○公共建築設備数量積算基準	国土交通省※1	令和 5 年版
○営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	国土交通省※1	令和 5 年版
○建築工事内訳書作成要領（設備工事編）	国土交通省※2	平成 13 年版

※1 国土交通省制定

※2 国土交通省監修

※3 年度版は令和 6 年 4 月現在（随時、最新版を採用すること）

(6) 貸与品等（契約書第 18 条、共通仕様書第 3 章 11 (1)）

【貸与品名及び数量】

○与那国町複合庁舎建設全体計画調査（令和 6 年 8 月末現在の中間成果） 一式

引渡場所 （水道管理センター） 引渡時期（契約締結後、受注者希望日）

返却場所 （水道管理センター） 返却時期（受注者希望日）

(7) 業務委託料の変更（契約書第 29 条）

○本業務の契約変更を行う場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格に乗じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。

(8) 部分払い（契約書第 39 条）

当該業務は、部分払いは無く完了払いで支払うものとする。

(9) 指定部分の範囲（契約書第 40 条）

無し

(10) 債務負担行為に係る契約の前金払いの特則（契約書第 42 条）

対象外

(11) 保険等（契約書第 59 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

○労働者災害補償保険

(12) 成果物の提出場所：与那国町役場 水道管理センター

(13) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第 3 章 4（3））

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜日及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(15) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は、原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16) 再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17) 業務環境改善実施要領に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の 3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

(18) 書面の取扱いについて

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続き（以下、「書面手続き」という。）の方法は、原則としてアによる。

ア オンラインによる場合

書面手続きは、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は（ア）による。

（ア）電子メール等を利用する場合

- a 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- b 電子メールの送信は、原則として a で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- c 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが a で共有したものと同じであるか確認すること。

イ その他

- (ア) アで用いる電子データが最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。
- (イ) 検査は、書面手続きに電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データを印刷したもので行う。
- (ウ) 電子成果品として納品する場合に電子データの仕様書等については、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」によることを原則とする。

5 成果物及び提出部数

業務成果品は、電子媒体で（正）1部提出する。形式等については、調査職員と協議の上決定すること。

(1) 基本設計

成 果 物			規格	縮尺	部数	適用
建 築 (総 合)	一 般 業 務	○計画説明書	A4		1 部	
		○仕様概要書	//		//	
		○仕上概要書	//		//	
		○面積表及び求積図	//		//	
		○敷地案内図	//	1/100	//	
		○配置図	//	//	//	
		○平面図（各階）	//	//	//	
		○断面図	//	//	//	
		○立面図	//	//	//	
		○工事費概要書	//		//	
		○設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等）	//	1/100	//	
		○打合せ記録簿	//		//	
	追 加 業 務					

建築（構造）	一般業務	○構造計画説明書 ○構造設計概要書 ○工事費概算書 ○設計内容説明資料（各種技術資料等） ○打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃 〃		1部 〃 〃 〃 〃	
	追加業務					
電気設備	一般業務	○電気設備計画説明書 ○電気設備設計概要書 ○工事費概算書 ○設計内容説明資料（各種技術資料等） ○打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃 〃		1部 〃 〃 〃 〃	
	追加業務					
給排水衛生設備	一般業務	○給排水衛生設備計画説明書 ○給排水衛生設備設計概要書 ○工事費概算書 ○設計内容説明資料（各種技術資料等） ○打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃 〃		1部 〃 〃 〃 〃	
	追加業務					
空調換気設備	一般業務	○空調換気設備計画説明書 ○空調換気設備設計概要書 ○工事費概算書 ○設計内容説明資料（各種技術資料等） ○打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃 〃		1部 〃 〃 〃 〃	
	追加業務					
昇降機等	一般業務	○昇降機等計画説明書 ○昇降機等設計概要書 ○工事費概算書 ○設計内容説明資料（各種技術資料等） ○打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃 〃		1部 〃 〃 〃 〃	
	追加業務					

(2) その他の成果物

○設計報告書（A4版製本）5冊

○設計報告書概要版 20部

(3) 電子納品としない成果物の製本方法

第2章4(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（正本）及び各種計算書・設計内容説明資料（副本）を次のとおり製本すること。

ア 表紙

（背表紙）

正
工
事
名
令
和
○
年
度
発
注
機
関
名

（表 紙）

正
工 事 名
令和○年度
発注機関名

（ア） 工事名の例 : 与那国町複合庁舎建設工事（建築）

（イ） 発注機関名 : 与那国町総務課

別表

提出書類

(着手時) 契約締結後 14日以内

書類名	様式	根拠規定等	備考
着手届	共通 第 2 号様式	—	
業務工程表	共通 第 3 号様式	契約書第 3 条	
業務計画書	共通 第 5 号様式	共仕第 3 章 5	
管理技術者等通知書	共通 第 4 号様式	契約書第16条	
管理技術者の経歴等	共通 第 4 号様式 (別紙)	特記仕様書	
主任担当技術者の経歴等	建設 第 2 号様式	特記仕様書	免許等の写し
担当技術者の経歴等	建設 第 3 号様式	特記仕様書	※様式に「主任」と追記
設計方針の説明に関する資料	—	特記仕様書	
建築士法第24条の 8 の規定に基づく書面	—	建築士法第24条 の 8	任意様式

(必要時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
管理技術者等変更通知書	共通 第4-1号様式	契約書第16条	変更後遅滞なく提出
履行報告書	共通 第 6 号様式	契約書第17条	
業務一部再委託（変更）承諾願	共通 第 8 号様式	契約書第12条	
履行体制に関する書面	共通 第 7 号様式 (別紙)	共通第 7 号様式 共通第 9 号様式	
業務一部再委託（変更）通知書	共通 第 9 号様式	契約書第12条	
是正等の措置請求について	共通 第10号様式	契約書第17条	
是正等の措置結果について	共通 第11号様式	〃	
業務条件確認請求書	共通 第12号様式	契約書第21条	
履行期間変更請求書	共通 第16号様式	契約書第26号 契約書第27号	
協議開始日の通知について	共通 第17号様式	契約書第28条・ 第29条・第32条	
成果物の〔全部・一部〕使用承諾書	共通 第19号様式	契約書第35条	
業務履行部分確認請求書	共通 第20号様式	契約書第39条	
業務〔指定・引渡〕部分完了通知書	共通 第21号様式	契約書第40条	指定・引渡部分がある場合
解除通知書	共通 第22号様式	契約書第47～49 ・ 51・52条	
打合せ記録部	共通 第23号様式	—	

(完了時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
業務完了通知書	共通 第24号様式	契約書第33条	業務完了後遅滞なく提出
補修完了通知書	共通 第25号様式	〃	補修する必要があったとき
業務〔成果物・報告書〕引渡書	共通 第26号様式	〃	検査合格後、遅滞なく提出

※1 契約書：建築設計業務委託契約書

※2 共仕：建築設計業務委託共通仕様書